



# 道路植栽の設計に関する運用方針について（通知）

技術基準の種類：設計・施工  
通知日：平成10年3月31日

道 第 6 6 6 号  
都計第 4 0 4 号  
平成10年3月31日

各土木事務所長様

土 木 部 長

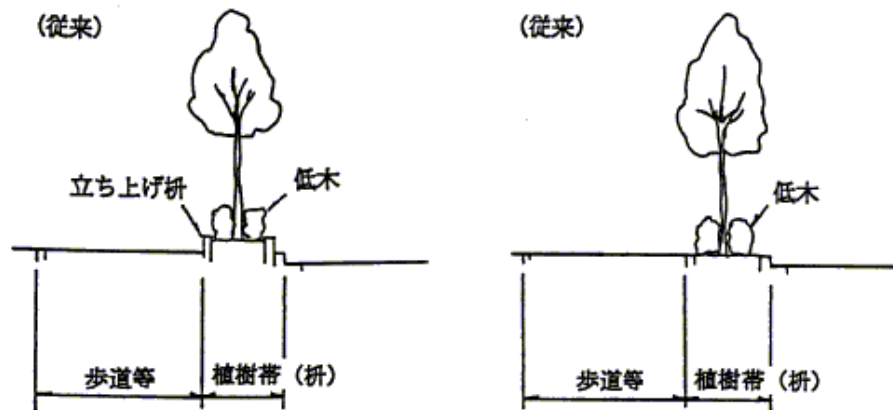
## 道路植栽の設計に関する運用方針について（通知）

このことについて、別添のとおり定めたので、平成10年4月1日以降新たに計画又は実施するものから適用してください。

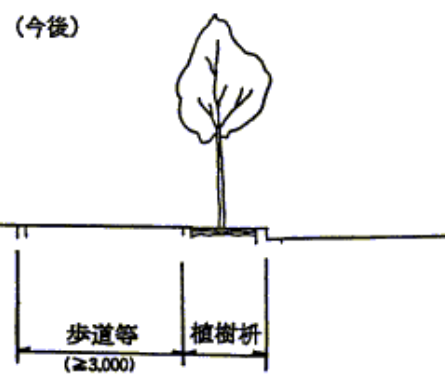
### 道路植栽の設計に関する運用方針

- 1 適用範囲  
鳥取県土木部が発注する歩道及び中央分離帯の植栽工事の設計に適用する。  
ただし、受託工事は除く。
- 2 運用方針
  - (1) 植栽の基本的な考え方  
道路植栽計画に当たっては、維持管理の軽減を念頭に設計し、従来の画一的な立ち上げ柵による植栽地や高木と低木を組み合わせた植栽はやめること。（参考図1）  
歩道植栽については、植樹所以外の通行の用に供する幅員が3.0m以上ある場合に設置すること。  
（参考図1）  
横断歩道がある箇所については、歩道及び中央分離帯とも横断歩道から5.0mの範囲には植栽しないこと。  
景観形成地域内の道路事業、マイロード事業、夢発見ルート上の道路事業など景観等への配慮が必要な場合は、個別に所管課と協議すること。
  - (2) 植栽木  
植栽は、原則として中高木のみとすること。  
樹種については、剪定、施肥等の維持管理費がかからない樹木を使用すること。  
工区ごとに樹種を変更せず、系統的な樹種とすること。
  - (3) 植栽地の構造  
歩道植栽の立ち上げ柵は止め、コンクリートブロックなどにより歩道面とフラットな植栽柵とし、自転車及び歩行者が乗り入れ可能となるよう踏圧防止盤を設置すること。（参考図2）  
可能な限り、根域を広げる工夫をすること。
- 3 既存の植栽の対応方針
  - (1) 既存の植栽について  
修繕工事の機会などを捉えて低木植栽や立ち上げ柵を撤去し、歩道においては、踏圧防止盤を設置して有効歩道幅員を広げること。（参考図3）  
また、植樹帯が小さいなど、樹木の生育が不健全な場所で、樹種を変更しても健全な生育が見込めない場合は、植樹帯を撤去または公園等へ移植すること。
  - (2) 交通安全対策  
歩道植栽の撤去により、歩行者の車道への飛び出しが予想される箇所については、横断防止柵などの交通安全対策を講じること。

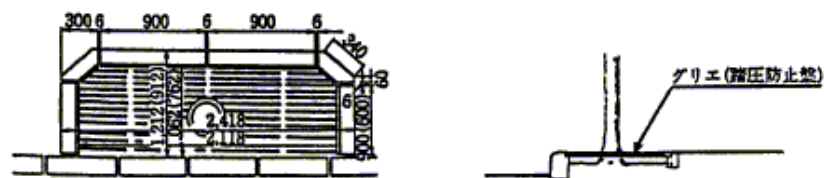
< 参考図 1 >



↓ ※立ち上げ枡、低木は取りやめる。



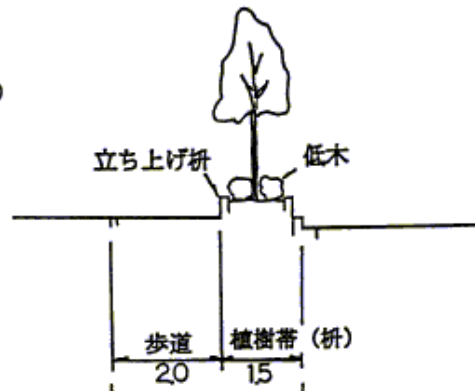
＜参考図 2＞



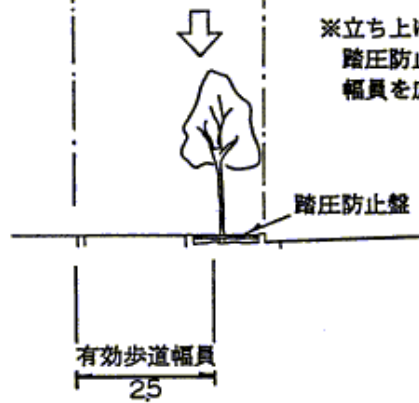
### 植樹枌・グリエの例

< 参考図 3 >

(既 設)



(再整備)



※立ち上げ柵、低木を撤去した後、  
踏圧防止盤を設置し、歩道の有効  
幅員を広げる。